

## とびなわの認定基準及び基準確認方法（公開用）

### 1. 基準の目的

この基準は、とびなわの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

この基準は、なわとび連動に使用するとびなわ(以下「とびなわ」という。)について適用する。  
備考：この基準の中で{ }を付けて示してある数値及び単位は、従来単位系によるものあって規定値である。

### 3. 形式分類

とびなわの形式分類は、次のとおりとする。

#### (1) 回転機構による区分

回転式 A 形：回転機構があるもので、回転子とロープが直接接続されていないもの

回転式 B 形：回転機構があるもので、回転式 A 形以外のもの

非回転式：回転機構がないもの

#### (2) 用途による区分

一人用：一人で使用するもの

多人数用：多人数で使用するもの

### 4. 安全性品質

とびなわの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	1. とびなわの外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 傷害を与えるようなばり、とがり等がないこと。 (2) ロープは、汚れ、すれ等が目立たず、かつ、仕上げは良好であること。 (3) 木部があるものにあっては、虫穴、割れ、腐れ等がないこと。	

項目	認定基準	基準確認方法
2. 性能	<p>(4) グリップ表面の仕上げは良好で、左右のグリップは均一であり、かつ、握りやすい形状であること。</p> <p>(5) ロープの長さが調節可能なものにあつては、調節後容易に緩まないこと。</p> <p>(6) 使用中に各接続部が容易に外れず、かつ、とびなわの回転は、円滑であり、引っ掛かり等の異状がないこと。</p> <p>2. とびなわの性能は、表のとおりとする。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
<p>3. 材料</p> <p>4. 附属品</p>	<p>3. とびなわに使用する材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 木部があるものにあつては、木部の含水率は、15%以下であること。</p> <p>(2) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p> <p>4. 附属品は、とびなわの使用上の安全性を損なわないものであること。</p>	

## 5. 表示及び取扱説明書

とびなわの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1. 表示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. 製品には、見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が表示されていること。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月（又はその略号）</p> <p>2. 製品には次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだあと保管すること。</p> <p>(2) ロープの長さが調節可能なものにあつては、長さの調節方法</p> <p>(3) 必要な保守点検方法</p> <p>(4) 使用上の注意</p> <p>(a) 使用の都度、破損、変形等の異状がないことを確認し、異状がある場合には、使用しないこと。特に、回転部分の摩耗等の異状に注意すること。</p> <p>(b) ロープが摩耗したり切れたりしたときは使用しないこと。</p> <p>(c) 用途以外の使い方はしないこと。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(d) ロープが摩耗したり、足を痛めるため、コンクリート舗装やアスファルト舗装上で使用しないことが望ましい。</p> <p>(5) とびなわの全長</p> <p>(6) 製造業者、輸入業者、販売業者等の名称及び住所若しくは電話番号</p>	